

中国「中小企業代金支払保障条例」改正の概要
および中国中部地区における運用の現状と
今後の見通し

(2025 年 9 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

武漢事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）武漢事務所が天達共和（上海）法律事務所に作成委託し、2025 年 9 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。

また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび天達共和（上海）法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが 契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび天達共和（上海）法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail: SCB@jetro.go.jp

ジェトロ・武漢事務所

E-mail: PCW@jetro.go.jp

JETRO

目次

報告書の利用についての注意・免責事項	1
1. 「中小企業代金支払保障条例」の概要	2
(1) 「条例」の制定背景	2
(2) 「条例」の概要	2
(3) 「条例」の適用対象	4
(4) 「中小企業」という身分の明示義務	6
2. 「中小企業代金支払保障条例」の改正ポイント	7
(1) 「新条例」の改正背景	7
(2) 「新条例」の改正ポイント	10
(3) 日本「下請法」制度との比較	11
3. 中国中部地区の司法運用現状と見通し	13
(1) 遡及性	13
(2) 中小企業の身分提示義務	14
(3) 遅延利息の適用	15
4. 中国進出日系企業への提案	17
(1) 中小企業として大型企業等と取引する場合	17
(2) 大型企業として中小企業と取引する場合	17
別添図	18

中国「中小企業代金支払保障条例」改正の概要
および中国地区における運用の現状と今後の見通し

中国版の「下請法」と言われる[改正前の「中小企業代金支払保障条例」](#)（以下「旧条例」という）は2020年9月1日からの施行以来、中小企業の合法的権益保障に関する行政法規として、中小企業が抱える主要問題である代金支配遅延等の解決に活用され、一部の中小企業の経営に積極的な役割を果たしてきました。

2025年3月17日、[改正された「中小企業代金支払保障条例」](#)（以下、「新条例」）が国務院より公布され、2025年6月1日から正式に施行しました。「新条例」は、国家機関や大型企業等に対する支払期限の明確化や、「受給時支払い」（pay when paid）条項の約定禁止、非現金支払手段の強行使用禁止など、中小企業の利益に直接かかわる条項をさらに整備しました。

「新条例」施行後、工業情報化部は「[全国中小企業代金違約遅延プラットフォーム](#)」にて「[重点自動車企業代金支払企業承諾履行に関するネット問題（提案）提出窓口](#)」を設置しました。また、賽力斯集団（セレス）、吉利汽車集団、東風汽車、BYD、奇瑞汽車（Chery）、小鵬汽車（Xpeng）などの自動車メーカー各社は、「新条例」を積極的に実施し、「サプライヤーへの支払期限を60日以内とする」との公開承諾を相次いで表明したことが世間より注目されました。

本報告書では、「新条例」の改正ポイントを切り口として、直近問い合わせの多い質問を踏まえ、改正前後の「中小企業代金支払保障条例」（新旧条例を区分しない場合、以下「条例」という）の概要、「新条例」の改正ポイント、および中国中部地区における司法運用の現状などについて整理し解説を行い、大型企業と中小企業の二つの視点から、中国進出日系企業に対してコンプライアンス上の提案をレポートします。

1. 「中小企業代金支払保障条例」の概要

(1) 「条例」の制定背景

国内外の複雑で多様な経済情勢や経済の下方圧力という環境の中、企業の売掛債権の回収期間が長期化し、一部の国家機関、事業単位および大型企業による中小企業への支払遅延や支払条件の悪化が注目されています。

2018年の民間企業座談会においては、習近平国家主席が、政府部門や大企業が優位的立場を利用した中小企業への利益損害や、民間企業への支払遅延行為の是正を強く要求し、長期的な遅延防止メカニズムの構築について指示を行いました。

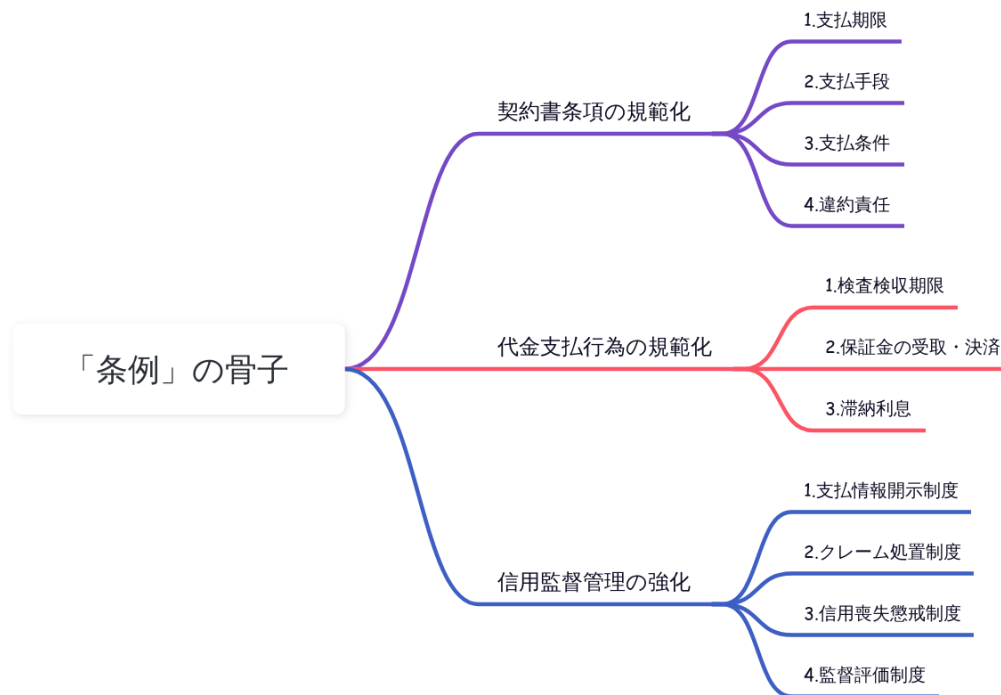
2018年施行の「[中華人民共和国中小企業促進法（2017年改正）](#)」第53条には、「国家機関、事業単位および大型企業は、契約を違反して中小企業に対する貨物、工事、サービス代金の支払いを遅滞してはならない。中小企業は、遅延した側に対し未払金の支払いと遅延による損害賠償を要求する権利を有する」と明文化されています。

「条例」の制定は、上記「中華人民共和国中小企業促進法」の規定を徹底すると同時に、中小企業への支払遅延問題を予防し解決するための重要な制度的保証として、中小企業への円滑な支払い確保をより強く重視するという政府当局の態度をより明白に示すものとなっています。

(2) 「条例」の概要

1. 「条例」の骨子

「条例」は、国家機関、事業単位および大型企業の中小企業に対する支払期限の規制、検収合格を支払条件とする場合の規制、その他の支払遅延の禁止、保証金の徴収と決済の規制、支払遅延情報の開示、クレーム処理・監督・評価メカニズムの確立、支払遅延責任の明確化等に関する規定を設け、中小企業の代金を適時に支払われるよう法律上の保障を確立し、中小企業の資金面での圧力を緩和し、中小企業の合法的権益を実質的に保護することを目指しています。



2. 「条例」に巡る関連立法

「条例」が2020年9月に施行されて以来、その実施の徹底を確保するため、工業情報化部、自然資源部、最高人民法院等の部門が中小企業への支払保障に巡って下記規定を制定・公布し、各産業、各環節における運用をより明確にしました。

- 1) 「[中小企業代金支払保障条例の実施徹底、ならびに民営企業・中小企業への代金滞納防止強化に関する通知](#)」（自然資源部、2020年9月29日公布、施行）
- 2) 「[中小企業代金支払保障条例の貫徹・徹底ならびに中小企業への滞納代金の整理業務の更なる深化・徹底に関する通知](#)」（国务院国有資産監督管理委員会、2021年12月17日公布、施行）
- 3) 「[中小企業の代金支払保障に関するクレーム処理暫行弁法](#)」（工業情報化部、2021年12月30日公布、施行）
- 4) 「[大型企業と中小企業が第三者の代金支払を代金支払の前提条件とする条項の有効性に関する返答](#)」（最高人民法院、2024年8月27日公布、施行）

(3) 「条例」の適用対象

1. 「条例」に適用する取引の種類

「条例」の第2条¹により、「国家機関」、「事業単位」、「大型企業」が、「中小企業」から物品や、工事、サービスを購入し、代金を支払う場合が条例の適用対象となります。また、「新条例」の第36条²により、「財政資金を全部または一部使用する団体組織」が、物品や工事、サービスを購入し、中小企業に代金を支払う場合、本条例の国家機関や事業単位に対する関連規定を準用するとしています。すなわち、中小企業が「条例」を援用して自身の権益を保護したい場合、その取引相手が前述の主体のいずれかでなければなりません。

取引相手	適用可否
国家機関、事業単位	○
財政資金を使用する団体組織	○
大型企業	○
軍隊	×
中小企業	×
その他	×

また、「条例」第3条第2項³の規定により、「中小企業」、「大型企業」とは、契約書締結時点の企業規模に基づいて判断することとなります。

¹ 「中小企業代金支払保障条例」第2条：機関、事業単位および大型企業は、中小企業から貨物、工事、サービスの提供を受け、代金を支払う際に、本条例を遵守しなければならない。

² 「中小企業代金支払保障条例」第36条：一部もしくは全額が財政補助を受けた貨物、工事、サービスの提供を受ける団体組織が中小企業に代金を支払う場合、本条例の機関、事業単位に対する関連規定を参照して執行する。軍隊が貨物、工事、サービスの提供を受け、中小企業に代金を支払う場合、軍隊の関連規定を参照して執行する。

³ 「中小企業代金支払保障条例」第3条第2項：中小企業、大型企業は、契約書締結時点における企業規模に基づき確定する。中小企業は、機関、事業単位、大型企業と契約書を締結する際に、中小企業に属することを自ら告知しなければならない。

2. 「条例」でいう「中小企業」の判定基準

「条例」の第3条第1項には、権益保障対象である「中小企業」に対して明確な定義が定められました。当該定義により、「条例」でいう「中小企業」とは、中華人民共和国国内で法に従い設立され、国務院が批准した中小企業区分基準に基づく中型企業、小型企業および零細企業を指します。また、同条項には、「大型企業」の定義についても明確化され、中小企業以外の企業を指すと定められました。

工業情報化部、国家統計局、国家発展改革委員会、財政部が2011年6月18日に公布した「[中小企業規模区分基準規定](#)」や、国家統計局が2017年12月18日に公布した「[統計上の大中小微企業の分類弁法（2017）](#)」では、大型企業、中型企業、小型企業、零細企業の区分基準を明確にしており、産業別で「営業収入」「従業員」「総資産」等の指標に基づいて下記のように分類しています。

産業名称	指標名称	単位	大型	中型	小型	零細
農・林・牧・漁業	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 20000$	$500 \leq Y < 20000$	$50 \leq Y < 500$	$Y < 50$
工業	従業員 (X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 40000$	$2000 \leq Y < 40000$	$300 \leq Y < 2000$	$Y < 300$
建築業	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 80000$	$6000 \leq Y < 80000$	$300 \leq Y < 6000$	$Y < 300$
	資産総額 (Z)	万元	$Z \geq 80000$	$5000 \leq Z < 80000$	$300 \leq Z < 5000$	$Z < 300$
卸売業	従業員 (X)	人	$X \geq 200$	$20 \leq X < 200$	$5 \leq X < 20$	$X < 5$
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 40000$	$5000 \leq Y < 40000$	$1000 \leq Y < 5000$	$Y < 1000$
小売業	従業員 (X)	人	$X \geq 300$	$50 \leq X < 300$	$10 \leq X < 50$	$X < 10$
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 20000$	$500 \leq Y < 20000$	$100 \leq Y < 500$	$Y < 100$
交通運輸業	従業員 (X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 30000$	$3000 \leq Y < 30000$	$200 \leq Y < 3000$	$Y < 200$
倉庫業	従業員 (X)	人	$X \geq 200$	$100 \leq X < 200$	$20 \leq X < 100$	$X < 20$
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 30000$	$1000 \leq Y < 30000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$
郵政業	従業員 (X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 30000$	$2000 \leq Y < 30000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$
宿泊業	従業員 (X)	人	$X \geq 300$	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 10000$	$2000 \leq Y < 10000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$
飲食業	従業員 (X)	人	$X \geq 300$	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 10000$	$2000 \leq Y < 10000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$
情報伝送業	従業員 (X)	人	$X \geq 2000$	$100 \leq X < 2000$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 100000$	$1000 \leq Y < 100000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$
ソフトウェア・情報	従業員 (X)	人	$X \geq 300$	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 10000$	$1000 \leq Y < 10000$	$50 \leq Y < 1000$	$Y < 50$
不動産開発経営業	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 200000$	$1000 \leq Y < 200000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$
	資産総額 (Z)	万元	$Z \geq 10000$	$5000 \leq Z < 10000$	$2000 \leq Z < 5000$	$Z < 2000$
物業管理	従業員 (X)	人	$X \geq 1000$	$300 \leq X < 1000$	$100 \leq X < 300$	$X < 100$
	営業収入 (Y)	万元	$Y \geq 5000$	$1000 \leq Y < 5000$	$500 \leq Y < 1000$	$Y < 500$
リース・ビジネスサービス業	従業員 (X)	人	$X \geq 300$	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$

(出所) 国家統計局「統計上の大中小微企業の分類弁法（2017）」

また、「統計上の大中小微企業の分類弁法（2017）」の規定に基づき、大型企業、中型企業、小型企業に分類するには、同法で定められている従業員数と営業収入の指標を同時に満たす必要があり、同時に満たせない場合、分類が一段下がることになります。零細企業の場合、関連指標のいずれか一つに合致すれば分類されます。

工業情報化部は、「条例」第 29 条第 1 項⁴の規定に基づき、「中小企業規模類型セルフテストミニプログラム」を開発し、[当該ミニプログラムの公式サイト](#)で企業の分類を確定することができます。また、「条例」第 29 条第 2 項⁵の規定に基づき、中小企業の規模類型に異議がある場合、「中小企業」側の所在地の県級以上の地方人民政府における中小企業促進業務総合管理担当部門に認定を申請することができます。

（４）「中小企業」という身分の明示義務

「条例」の第 3 条第 2 項には、中小企業が、国家機関、事業単位、大型企業と契約書を締結する際に、中小企業に属することを自ら告知しなければならないことを規定しています。

当該規定により、中小企業が大型企業等と契約を締結する際に、自ら中小企業であることを明示する義務が課されています。ただし、実務上においては契約履行紛争が生じた後、初めて自社が「中小企業」であり、保護対象であることを主張するケースが多く、この時点で大企業等が「条例」を援用して権益保護を図れるか否かについては解釈上の争いが生じやすく、各地方の人民法院の見解も異なることがあります。

⁴ 「中小企業代金支払保障条例」第 29 条第 1 項：国務院の中小企業促進業務総合管理を担当する部門は、国務院が承認した中小企業の区分基準に基づき、企業規模類型のチェックプラットフォームを構築し、中小企業の規模類型のセルフテストサービスを提供する。

⁵ 「中小企業代金支払保障条例」第 29 条第 2 項：中小企業の規模類型に対して異議がある場合、中小企業と主張する側の所在地の県級以上の地方人民政府における中小企業促進業務総合管理担当部門に認定を申請することができる。人力資源・社会保障、市場監督管理、統計などの関連部門が認定部門の請求を応じて、必要な協力を提供する。

2. 「中小企業代金支払保障条例」の改正ポイント

(1) 「新条例」の改正背景

司法部と工業情報化部の担当者は、「新条例」の改正に関する記者会見にて、当該条例の改正背景を以下のように紹介しました。

『近年以来、国内外の複雑な情勢の影響を受け、中小企業の売掛債権規模は拡大し、回収期間が長期化になる傾向にある。「連鎖的な支払遅延」が顕著にみられる中、改正前の「中小企業代金支払保障条例」の施行においてもいくつかの課題が浮上している。第一に、連携メカニズムが不十分で、部門間の責任範囲が不明確であり、監督管理措置が未整備である。第二に、関係主体の支払責任が具体化されておらず、保障措置の実効性に欠ける。第三に、部の制度的措置が原則的であり、法的責任規定が不十分である。』

こうした課題を踏まえ条例の改正が行われました。主な改正ポイントは以下のとおりです。

改正 ポイント	新条例	旧条例
支払期限の 規制「受給 時支払い」 (pay when paid) 条項 の約定禁止	第9条 機関、事業単位は、中小企業から貨物、工事、サービスの提供を受ける場合、貨物、工事、サービスを提供して30日以内に代金を支払わなければならない。契約書に別途約定のある場合、その約定に従う。ただし、支払期間を最長60日までとする。	第8条 機関、事業単位は、中小企業から貨物、工事、サービスの提供を受ける場合、貨物、工事、サービスを提供して30日以内に代金を支払わなければならない。契約書に別途約定のある場合、支払期間を最長60日までとする。

	大型企業は、中小企業から貨物、工事、サービスの提供を受ける場合、貨物、工事、サービスの交付日から 60 日以内に代金を支払わなければならない。契約書に別途約定のある場合、その約定に従う。ただし、業界規範、取引慣習等に基づき支払期限を合理的に約定し、代金を遅滞なく支払わなければならない。第三者から支払う代金の受済を中小企業への代金支払の条件として約定してはならず、または第三者からの支払進捗・比率に基づいて中小企業への支払いを行ってはならない。	大型企業は、中小企業から貨物、工事、サービスの提供を受ける場合、業界規範、取引慣習等に基づき支払期限を合理的に約定し、代金を遅滞なく支払わなければならない。
	法律、行政法規または国家の関連規定が本条第 1 項、第 2 項の支払期限について別途規定のある場合は、その規定に従う。 契約の約定が履行進捗に基づく支払、定期支払等の支払方式を採用する場合、支払期限は双方が支払金額を確定した日から計算しなければならない。	契約の約定が履行進捗に基づく支払い、定期支払い等の支払方式を採用する場合、支払期限は双方が支払金額を確定した日から計算しなければならない。

非現金支払手段の強行使用禁止	第 11 条 機関、事業単位および大型企業は商業手形、 <u>売上債権電子証憑</u> 等の現金ではない支払方式を使用して中小企業に代金を支払う場合、契約書において明確で合理的な約定を行わなければならない。中小企業に商業手形、 <u>売上債権電子証憑</u> 等の現金ではない支払方式を強制させてはならず、商業手形、 <u>売上債権電子証憑</u> 等の現金ではない支払方式に変えて支払期限を延長してはならない。	第 10 条 機関、事業単位および大型企業は商業手形等の現金ではない支払方式を使用して中小企業に代金を支払う場合、契約書において明確で合理的な約定を行わなければならない。中小企業に商業手形等の現金ではない支払方式を強制させてはならず、商業手形等の現金ではない支払方式に形を変えて支払期限を延長してはならない。
会計監査結果を支払条件とする条項の約定禁止	第 12 条 機関、事業単位および国有大型企業は強制して監査機関の監査結果を支払いの根拠とする要求をしてはならない。ただし、法律、行政法規に別途規定のある場合を除く。	第 11 条 機関、事業単位および国有大型企業は強制して監査機関の監査結果を支払いの根拠とする要求をしてはならない。ただし、契約書に別途約定されている、もしくは法律、行政法規に別途規定のある場合を除く。
争いのない部分代金の先行支払い	第 15 条 機関、事業単位および大型企業は、中小企業との取引において、一部に争いがあるものの、ほかの部分の履行に影響がない場合、争いのない部分については遅滞なく代金を支払わなければならない。	(対応部分なし)
監督管理・クレーム制度の強化	第三章 監督管理とクレーム制度の強化	(対応部分なし)

（２）「新条例」の改正ポイント

1、大型企業が適用する支払期限規制の明文化（「新条例」第 9 条第 2 項）

「旧条例」では、国家機関、事業単位が中小企業から購買する貨物、工事、サービスに対する支払期限については 30 日以内と明確に規定していますが、大型企業と中小企業間の取引については、「業界規範や取引慣習に基づき双方が合意した合理的な支払期限」という規定のため、交渉力が弱い中小企業には不十分と指摘されていました。

改正後の「新条例」には、大型企業に対する規制を強化し、大型企業が適用する支払期限についても明確な日数規定を設け、中小企業と大型企業双方が支払期限を定めていない場合、大型企業の支払期限は貨物、工事、サービスの納入日から 60 日以内と明文化しました。また、仮に支払期限に関する契約上の合意があるとしても、業界規範、取引慣習などによりその合理性が証明できない場合、今後無効とされ、60 日という期限の適用を要求される可能性があります。

2、「受給時支払い」（pay when paid）条項の約定禁止（「新条例」第 9 条第 2 項）

支払期限の明確化に加えて、新条例は「最高人民法院の大型企業・中小企業間における第三者の代金支払いを代金支払いの前提条件とする条項の有効性に関する返答」の規定を取り入れ、大型企業が代金の支払いに第三者の代金支払いを条件とすることを禁止するようにしました。

これまでの実務上、一部の大型企業は「エンドユーザーからの代金受領」を中小企業への支払条件とし、「エンドユーザーからの支払進捗に相当する分のみ支払う」という「バックトゥバック条款」（pay when paid）を契約に盛り込むケースがよくありました。資金繰りや市場リスクの対応により弱い中小企業を保護するため、今回の改正で司法審判上の指導より法令化されました。

3、「売上債権電子証憑」を非現金支払手段に追加（「新条例」第 11 条）

商業手形等の非現金支払手段により形を変えて実質上の支払期限をより伸ばすことについては、「旧条例」で規制していましたが、実務では一部の大型企業が売上債権電子証憑など、「旧条例」で明文化していない形式を支払条件とすることが多く発生していたため、当該改正により立法上の穴を埋めることを目指しています。

4、会計監査結果を支払条件とする条項の約定禁止（「新条例」第 12 条）

「新条例」の第 12 条では、「旧条例」中の「契約書に別途規定がある場合を除く」という文言を削除しました。今後、監査機関による会計監査結果を決算根拠とできるのは法律または行政法規上別段の定めを有する場合のみとし、当事者間の任意による合意を禁止することにしました。これにより、国有資本や大型企業グループの業務を請け負う中小企業が長年困っている課題の解決につながります。

5、紛争のない部分に関する代金の先行支払い（「新条例」第 15 条）

商取引上よく運用される条項ですが、「新条例」の第 15 条において「紛争のない部分の代金の先行支払制度」を明文化し、部分的な紛争により全体的な代金支払いの遅延がもたらされる事態を回避するとともに、契約条件の交渉に弱い中小企業の利益保護と訴訟コストの軽減を図っています。

（3）日本「下請法」制度との比較

中国で「中小企業代金支払保障条例」の改正作業が行われたと同時に、日本においても「下請代金支払遅延等防止法」に対して改正が行われ、2025 年 5 月 16 日に「下請代金支払遅延等防止法および下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が公布され、2026 年 1 月 1 日から施行することが日系企業からも注目されています。日本「下請法」の主旨との比較を以下整理します。

	「新条例」	日本「下請法」
適用対象	大型企業、国家機関、事業単位などと中小企業の取引	委託事業者（親事業者）と中小受託事業者（下請事業者）の取引
適用取引	貨物・工事・サービスの提供	製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託
支払期限の規制	・国家機関、事業単位は 30 日、最長でも 60 日を超過してはならない。	発注者と請負人の間において検査または検収の期限が約定していたのか否かにかかわら

	・ 契約に約定がない場合、大型企業は 60 日を超過してはならない。契約の約定がある場合、約定に従うが、その約定が業界規範、取引慣習に適合しなければならない。	ず、発注者は一律に必ず請負人の貨物・工事・サービスの交付日から 60 日以内に代金の支払いを完成しなければならない。
	・ 支払期限が検収合格日から起算することは可能であるが、検収期間の設定が合理でなければならない。検収を怠慢してはならない。	
	・ 「受給時支払い」 (pay when paid) 条項の約定は禁止	
代金支払方法	商業手形・売掛債権電子証憑等の非現金決済の方法の受け入れを中小企業に強制することができず、かつ、商業手形・売掛債権等の非現金決済の方法を利用して代金支払期限を実質的に延長することもできない。	手形払いを禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
滞納利息	双方による遅延利息の約定がある場合、約定利息は、契約締結時に期間 1 年のローン市場金利を下回ってはならない。約定のない場合、日毎 0.05% (年間 18%) で遅延利息を支払う。	受領日から起算して 60 日を経過した日から実際に支払いをする日までの期間、年間 14.6% の割合による遅延利息を (日割りで) 支払う義務がある。
監督管理モデル	当局による行政監督管理：信用懲戒＋市場参入制限	業界内の自律：公正取引委員会からの勧告＋公開的譴責

3. 中国中部地区の司法運用現状と見通し

2020年9月1日に「条例」が施行されて以来、司法裁判の実務上「条例」の規定を援用する主張が支持されるかを巡り、特に下記の問題が注目されています。

- ①「条例」が遡及効を有するか。
- ②契約締結の際に、中小企業が大型企業に対して自身が中小企業に該当することを明示しなかった場合、「条例」に基づいて関連主張を請求できるか。
- ③契約上遅延損害金を約定していない場合、中小企業が「条例」に基づいて「日毎 0.05%」の遅延利息を請求できるか。

上記問題について、湖北、湖南、河南、江西の中国中部四省の判例を考察して、中国中部地区人民法院の裁判意見の「主流」を下記のように整理します。

(1) 遡及性

法令の新規公布、改正後の「遡及力」について、中国の司法審判実務上、「実体問題は旧法に従う、プロセス問題は新法に従う」という原則があります。「条例」の関連規定は、中小企業とその取引相手の実体権利に関する法令であるため、「遡及力」を有しないことは、中部地区の人民法院における裁判意見の「主流」となっています。

	裁判所・案件	裁判所の意見
湖北省	荊門市中級人民法院 (2021)鄂 08 民終 1437 号民事判決書	「中華人民共和國立法法」第 93 条の規定に基づき、法律、行政法規、地方性法規、自治条例・単行条例、規則は遡及効を有しないが、公民、法人その他の組織の権利と利益をより良く保護するため特に定められた規定はこの限りではない。「条例」には前述のような特別規定は存在しないため、当事者の期待利益を保護する観点から、本件には同条例を適用しない。
湖南省	株洲市芦淞区人民法院 (2021)湘 0203 民初 3859 号民事判決書	「条例」が 2020 年 9 月 1 日から施行されたため、法の遡及効力がない原則に基づき、2020 年 9 月 1 日よ

		り前に発生した支払遅延違約行為に対しては、「条例」を適用しない。
江西省	九江市濂溪区人民法院 (2020) 贛 0402 民初 2518 号民事判決書	「法の遡及効がない」という原則に基づき、本件は契約締結時の法律規定に適用すべきであるため、原告が主張する日毎 0.05% の遅延支払違約金について、法律または契約上の根拠がないため、それを支持しない。
河南省	(該当する判例なし)	(該当する判例なし)

(2) 中小企業の身分提示義務

当該問題については意見が一致していないものの、却下されることが多いです。

	裁判所・案件	裁判意見
湖北省	武漢市青山区人民法院 (2024) 鄂 0107 民初 8842 号民事判決書	四川省の某 A 社が B 社に対し自らが中小企業に該当する旨を告知した事実を証明する証拠が存在しない。また、双方は書面契約を締結していなかった。そのため、A 社の主張する一日当たり 0.05% の支払い遅延違約金については支持しない。
	武漢市中級人民法院 (2025) 鄂 01 民終 8722 号民事判決書	中小企業が自ら中小企業に該当することを自主的に告知したか否かは、契約に定められた不適切な支払期限、方法、条件および違約責任条項の効力の認定に、必ずしも影響を及ぼすものではないと考え、 中小企業側の主張を支持する。
	湖北省高級人民法院 (2024) 鄂申 9282 号民事 判決書	当裁判所は、「条例」を適用するには、債権者が中小企業であり、債務者が国家機関、事業単位または大型企業等であることの証拠提出が必要であると判断する。某甲社は第一審において自ら主張および証拠提出を行わなかったため、

		再審査段階で主張する現段階の申立てについて、当裁判所は法に従いそれを支持しない。
湖南省	郴州市北湖区人民法院 (2022)湘1002民初2330号民事判決書	原告が提出した証拠は自身が小型・零細企業であることを証明できるが、双方取引の際に被告に対し中小企業に属することを自主的に告知した事実を証明するには不十分である。よって、本件は上記規定に合致せず、原告の遅延利息算定請求は当裁判所として支持しない。
河南省	漯河市召陵区人民法院 (2025)豫1104民初1402号民事判決書	本件において、原告は契約締結時に被告に対し自らが中小企業に属することを自主的に告知した事実を証明できる証拠を提出していないため、日毎0.05%の遅延支払い違約金については、当裁判所は支持しない。
江西省	該当する判例なし	

(3) 遅延利息の適用

銀行金利相場が下がることに伴い、新条例で定められている「日毎0.05%」の遅延利息は、一般的に企業間の取引や裁判の判決にも参考とされる「民間借款の利息上限基準（LPR金利の4倍）」を上回っています。そのため、各省の判例を考察したところ、その適用がケースバイケースとなっています。

	裁判所・案件	裁判意見
湖北省	来鳳县人民法院 (2024)鄂2827民初1236号民事判決書	「民法典」および関連司法解釈はいずれも2021年1月1日から施行され、遅延利息については損失補填を原則としており、契約違反者が契約締結時に予見し得た損失額を超えることを認めていない。利息計算基準について明確な約定がない場合、同期同種貸出金利または同期最優遇貸出金利（LPR）による利息計算のみを支持し、利率の高い懲罰的賠償は支持しない。

		また、本件の事実および紛争は全て 2021 年 1 月 1 日以降に発生するため、新法優先適用の原則に照らし、原告の本主張を支持しない。
湖南省	株洲市芦淞区人民法院 (2021)湘 0203 民初 3859 号民事判決書	2020 年 9 月 1 日以降に発生した支払遅延違約行為については、「条例」第 15 条の規定に基づき、日毎 0.05% の遅延利息を支払わなければならない。
河南省	灵宝市人民法院 (2023)豫 1282 民初 1472 号民事判決書	原告が提出した「条例」第 15 条の規定に基づき日毎 0.05% に遅延日数を乗じた遅延支払利息の支払いを求める主張に対して、「条例」の当該規定を採択せず、「最高人民法院の「建設工事請負契約紛争事件の法律適用関連問題に関する解釈（一）」」の規定に基づき利息を計算する。
江西省	金溪县人民法院 (2024)贛 1027 民初 627 号民事判決書	原告が「条例」第 15 条の規定に基づき、日毎 0.05% に遅延日数を乗じた遅延支払利息の支払いを求める主張は、事実および法律上の根拠があり、当裁判所はこれを支持する。

関連判決を考察したところ、中小企業と大型企業の力関係が訴訟でも見受けられ、「条例」関連規定の活用やその他の法令の解釈と競合、衝突する場合、原告の中小企業は自社利益の保護に苦戦している現状です。ただし、今回の「新条例」公布により、判決で「新法」として適用されるだけでなく、工業情報化部の「全国中小企業代金違約遅延プラットフォーム」の運用などにより、「訴訟」ではなく「行政クレームの提出」を選択する中小企業が増えています。

4. 中国進出日系企業への提案

在中国の日系企業には中小企業の場合と大型企業の場合の双方が想定されますので、それぞれの立場に基づき、「新条例」施行に対していかに対応すべきか、以下の通り留意点をまとめます。

(1) 中小企業として大型企業等と取引する場合

- 契約書に中小企業の身分を提示する条項を明記し、「中小企業規模類型セルフテストミニプログラム」のセルフテスト結果を用意する。（契約書の別添にすることが可能であればベスト）
- 「新条例」の規定に基づき、60日の代金支払期限を主張する。
- 60日以上代金支払期限が要求され、もしくはその他条件を付けられる場合、業界規範や取引慣習等より有利に解釈できる根拠あるかを調査し、把握する。
- 定期的取引相手である大型企業と未払代金について確認を行い、争いのない部分の範囲を明確にする。
- 代金支払の拒絶または遅延の状況に遭遇した場合には、行政クレームの提出等、「新条例」によるコストの低い手段を適時に講じる。

(2) 大型企業として中小企業と取引する場合

- 「新条例」の適用対象であるかを事前確認し、現行契約書の雛形に調整すべき条項の有無を確認する。
- 60日以上支払期限設定は禁止ではないため、契約相手との交渉、合意の経緯に関する記録の保管に注意し、業界規範、取引慣習等自社に有利な解釈根拠を把握する。
- 検収期限等支払いに影響する条件の設定に注意し、合理性に関する根拠をできるだけ用意する。
- 支払停止の場合には対象範囲を確認し、直接争いの部分を超える場合、民法上のその他抗弁権の運用の可能性を検討し、事前通知等の証拠を作って保管する。

- 行政監督が来る場合にはしっかり対応し、理由と根拠を書面で要求される期限内にできるだけ詳細に提出する。

別添図

